

ひとえだ

一枝のゆめ通信

Piece of Dream Foundation Letter

第10号

発行日：2022年3月1日
発行人：矢野 忠 編集・印刷人：藤井亮輔
〒115-0045 東京都北区赤羽1-45-5
クロスポイント赤羽1F
電話：03-6310-5172
FAX：03-6310-5172
振替口座：00170-4-487300
(ゆうちょ銀行)
(一般財団法人 一枝のゆめ財団)



◎ 財団のミッション

- 高い資質を備えた鍼灸マッサージ師を育成します
- 三療の魅力と価値を発信し若者に夢を与えます
- 視覚に障害のある業者の就労や経営を支援します
- 地域の人々や労働者の健康づくりを支援します
- ミッションを推進する活動拠点の整備を目指します

厳しい寒波に見舞われた今年の冬もようやく峠を越え春の光が輝く季節となりました。とはいえ、記録的な降雪が続いた北国にお住いの方々にはまだ「春は名のみ」なのかも知れません。一方、コロナの勢いは衰えを見せません。長引く第6波の影響でピンチに追い込まれる施術所も散見されるようになりました。当財団が運営する一枝のゆめ治療院でも来院患者が減少傾向にありますし、講座・セミナーの受講者も減り始めており、財政悪化が懸念されるところです。一方で、財団の教育力を活かした研修生や臨床実習生の受入れ事業は順調に運んでいます。とくに後者については、3つの学校から延べ69人の「未来の卵」を受け容れました。実習後にアンケートを実施しましたが、国家試験などお忙しい中ご協力くださりありがとうございました。結果は当財団のホームページに掲載しましたのでご覧ください。

以上のような事業の現況や第6期上半期の財政状況の報告を兼ねた第14回理事会が去る2月4日(金)にオンラインで行われました。本号では、その概要を中心に職員の異動を含めご報告します。また、関係の業団体や教育界が注目していた「あはき法19条」に関連する最高裁判所の判決が去る2月7日に出版されました。翌日の新聞各紙が報じていましたのでご存知の方もおられることと思いますが、この判決の解説記事も「トピックス」に掲載しましたので、ご覧いただければ幸いです。

理事会報告

第6期臨時理事会が役員8名(委任状1名を含む・1名欠席)の出席の下、去る2月4日にオンラインで行われ審議事項、報告事項が原案どおり承認されました。以下、議案書を抜粋・要約して報告いたします。

1. 審議事項

●第1号議案：パート事務職員の採用について

藤井専務理事から提出されたパート事務職員の採用に係る提案(下記)と坂井副理事長の補足説明を受けて審議した結果、全会一致をもって異議なく了承された。

【提案事項】現在雇用しているパート職員1名の退職(2月末)と1名の勤務日数変更(2月以降、週4日から週1日に減数)に伴う欠員を補充するため、2名の事務職員を新規にパートで採用する。うち、1名は2月21日から、他の1名(障害者雇用枠)は4月1日からの勤務とする。なお、先行採用の職員は1月22日(土)に面接を終え雇用契約を交わす方向で準備を進めている。

2. 報告事項

(1) 上半期（2021年6月1日～12月31日）の財務状況について

6月から12月までの経常収益が当初見込みより下回った状況が報告された。このまま推移すれば200万円ほどの赤字決算が見込まれること、ただし、年度末に振り込まれる予定の雇用調整助成金に加え、国の事業復活支援金（前年度同期比3割以上減収した事業所が対象）が認められれば、赤字幅は一定額縮減できる可能性があること等の補足説明がなされた。

- ・経常収益 552万円
- ・経常費用 699万円
- ・経常損益 △146万円

収益が下回った要因について、①訪問マッサージを担当していた小島氏の退職に伴い同施術料収入が11月以降途絶えたこと（表1）、②コロナ禍の影響で講座事業が大幅な減収となったことの2点が主な要因にあげられる。

表1 2021年度治療院実績（6月期～1月期）

	院内施術				訪問施術	収入（計）
	患者数	収入	治療院会員会費			
6月	58	284,500	2	10,000	31,320	325,820
7月	62	306,000	6	30,000	24,360	360,360
8月	63	322,000	6	30,000	31,320	383,320
9月	72	349,500	3	15,000	24,360	388,860
10月	70	344,000	4	20,000	25,410	389,410
11月	73	336,500	7	35,000	24,360	395,860
12月	79	368,500	4	20,000	0	388,500
1月	62	300,000	2	10,000	0	310,000
合計	539	2,611,000	34	170,000	161,130	2,942,130

(2) 就労移行支援事業所（研修センター）の立ち上げに関する関係団体との協議について

日本視覚障害者団体連合（日視連）、国際視覚障害者援護協会（IAVI）、一枝のゆめ財団が共同で、視覚障害あはき師の資質向上を図るための研修センターを障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所に位置づけて設置する件について協議（3者協議）を重ねてきた（表2）。昨年末からは、ヘレンケラー学院の廃校（2025年3月）に伴う跡地利用の可能性についてヘレンケラー協会（同学院の運営母体）とも協議を始め、4者が有する強みを活かした構想、すなわち、日視連は主に資金を、ゆめ財団はソフト面（ノウハウ）を、IAVIは利用者の宿舎（グループホーム）を、ヘレンケラー協会は場所をそれぞれ提供する形で、視覚障害者のナショナル研修センター（仮称）を模索する方向で協議を続けることとなった。

表2 研修センター設立に関する協議会の活動実績

開催日	回数	参加団体
21.7.3	第1回	日視連（竹下理事長）、IAVI（石渡理事長）、ゆめ財団（藤井専務理事）
21.7.26	第2回	日視連（竹下）、IAVI（石渡）、ゆめ財団（藤井）
21.8.30	第3回	日視連（竹下）、IAVI（石渡）、ゆめ財団（藤井）
21.12.1	第4回	日視連（竹下）、IAVI（石渡）、ゆめ財団（藤井）
21.12.8	第5回	日視連（竹下）、IAVI（石渡）、ゆめ財団（藤井）、H協会（奥村理事長）
22.2.17	第6回	日視連（竹下）、IAVI（石渡）、ゆめ財団（藤井）

(3) 臨床実習生の受入れ実績について

専門学校1校、盲学校2校から延べ69名の臨床実習生を受け入れた(表3)。筑波大学附属盲学校からはコロナ下で実施できなかった他施設の学生の追加実習依頼が来ており受け容れる方向で調整を進めている。澤登理事から受け入れ実績を評価する発言があったほか、人材発掘の機会に活用してはとの意見が出された。また、矢野理事長の提案で実習生に対するアンケート調査を実施する方向で準備を進めることとなった。

表3 臨床実習生の受入れ実績

学校名	開始日	終了日	人数	実績日数
横浜市立盲特別支援学校	10月14日		1名	1日
日本鍼灸理療専門学校(花田学園)	11月2日	1月25日	58名	27日
筑波大学附属視覚特別支援学校	1月17日	1月28日	2名	10日

(4) 訪問マッサージの技能検定試験について

昨年6月29日と8月4日に行われた訪問マッサージ関連7団体との協議で技能検定への理解が得られなかったことを踏まえ、(株)フレアスに「訪問マッサージ振興協会」(仮称)を立ち上げて実施することの可否について8月31日と10月12日の2回にわたり協議したが、合意には達しなかった。澤登理事から、7団体とフレアスとの関係もあり当面は自社内で検定を行い、一定の実績を上げた上で検討したい旨の発言があった。

(5) 事務所の賃貸契約の解約

経費節減のため、令和3年11月末をもって、主に卒後鍼灸手技療法研究会の書籍・備品等を管理していた事務所(北区赤羽1-40-2大同コーポ赤羽602号)の賃貸契約を解約した。卒後鍼灸の書籍等は埼玉県川口市のトランクルームに新たに借受け保管している。

(6) 講座・セミナーの開催状況

コロナ感染拡大の影響で受講者数が大幅に減っている。とくに「臨床力向上セミナー」では開講できない講座が出てきており収益減の要因になっている。坂井理事から、感染防止対策を図りながら広報活動を充実していきたい旨の発言があった。

表4 講座・セミナー実績(2021年6月~2022年1月)

	開催日	講座名	講師	受講者数
機能訓練実践講座	6月13日	関節モビライゼーションの基礎と応用	藤井亮輔	5人
	7月11日	肩の痛みと可動域制限に対するアプローチ	〃	5人
	8月8日	膝の痛みと変形に対するアプローチ	〃	5人
	9月12日	上肢と下肢の痛み・しびれに対するアプローチ	〃	5人
	10月10日	運動機能評価と関節モビライゼーション	〃	6人
	11月14日	関節モビライゼーションの基礎(1)(2)	〃	8人
	12月12日	関節モビライゼーションの基礎(3)	〃	6人
	1月9日	触察と筋パルスで学ぶ骨格筋のかたち(1)	〃	6人
臨床力向上講座	10月17日	ベッドサイドの身体診察と鍼灸治療	野口栄太郎	2人
	10月24日	鍼通電療法の基礎から臨床応用まで~中級編~	坂井友実	4人
	11月7日	鍼通電療法の基礎から臨床応用まで~中級編~	水出靖	4人
	11月14日	鍼通電療法の基礎から臨床応用まで~中級編~	野口栄太郎	4人
	11月21日	鍼通電療法の基礎から臨床応用まで~上級編~	藤井亮輔	4人
	12月5日	鍼通電療法の基礎から臨床応用まで~上級編~	菅原正秋	5人
12月19日	鍼通電療法の基礎から臨床応用まで~上級編~	坂井友実	4人	

(7) 講師派遣事業の実施状況

当初の計画どおり事業を執行しており収益の実績もほぼ予定どおり（表5）。

表5 講師派遣事業の実績

派遣日	派遣先	講師	収入
7月11日	東京都盲人福祉協会三療研修会	藤井亮輔	¥56,000
7月18日	東京都盲人福祉協会三療研修会	坂井友実	¥56,000
8月8日	東京都盲人福祉協会三療研修会	坂井友実	¥56,000
10月6日	マイナビパートナーズ	菅原正秋	¥55,000
10月17日	東京都盲人福祉協会三療研修会	藤井亮輔	¥56,000

(8) 役員の任期について

今期（令和4年5月末日）をもって理事全員の任期が満了となるので、改選の準備に入りたい。評議員については荒川評議員が今期で満了となるため、5月までには評議員選定委員会を立ち上げたい。

○トピックス

あん摩師等法19条裁判 一国が勝訴

視覚障害者の職業を守るため、あん摩マッサージ指圧師（国家免許）を養成する晴眼者向けの学校の新設を認めないことができる——。そう規定する「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律19条1項」（法19条）が職業選択の自由を定めた憲法22条1項に違反するかが争われた裁判で、最高裁第二小法廷（菅野博之裁判長）は去る2月7日、裁判官4人の全員一致の意見で「合憲」とする初めての判断を示し、原告の訴えを退けました。

この裁判は、あん摩師養成コースの設置申請を認めなかった国の判断を不服とし、平成医療学園などの学校法人が仙台・東京・大阪の各地裁に処分の取り消しを求めて2016年に起こした訴訟です。各地裁とそれぞれの高裁の全てで国が勝訴していました。

この日の判決で裁判長は、あん摩業は「視覚の障害が重くても働く機会を得られる主な職種」であること、働く機会を保障することは、「自立や社会経済活動への参加を促す積極的意義」があることを認めた上で、あん摩師全体（約12万人）に占める視覚障害者の割合が法19条が制定された1964年時点の6割から2割に減っていること、視覚障害業者の収入が晴眼業者より著しく低いこと、さらに、晴眼者のあん摩師を養成する学校の定員は全国に約1300人が確保されていることなどの実態を踏まえれば、同法の規制で制約される職業選択の自由の範囲は限定的で、その規制は視覚障害者を保護するという「公共利益のために必要かつ合理的」で憲法22条1項に違反しないと結論付けました。

こうして視覚障害者の「砦」ともいえる法19条は守られました。収入調査のデータを提供し国を支援してきた立場として、弱者に寄り添った裁判所の判断に敬意を表します。同時に、先達からの大切な「授かり物」を未来に繋げられたことに胸をなでおろす思いです。

ただ、今回の国の勝訴をもって、視覚に障害のある業者の経営環境や暮らし向きが改善される保障はどこにもありません。経営を圧迫している要因はいくつかありますが、最も深刻なのは無資格であん摩を行う違法業者が後を絶たないことです。「整体」「リラクゼーション」「カイロ」など手を用いて行う療術業（禁止行為）を標榜する業者の多くが違法にあん摩やマッサージを生業としています。また、外傷しか扱うことのできない整骨院が腰痛や肩こりに対する「無免許あん摩」の温床になっている事例も珍しくはありません。

今回の裁判では、こうした違法行為を取り締まってこなかった行政の不作為が原告から厳しく問われました。この指摘を国は重く受け止め違法業者の取締強化に真摯に取り組んでほしいと思います。同時に、業者の方々には臨床家としての資質をさらに高め、厳しい競争の時代を生き抜くことのできる力を身につけてほしいものです。一枝のゆめ財団は、そうした視覚障害者の生涯研修事業の一層の強化に努めてまいりたいと思います。



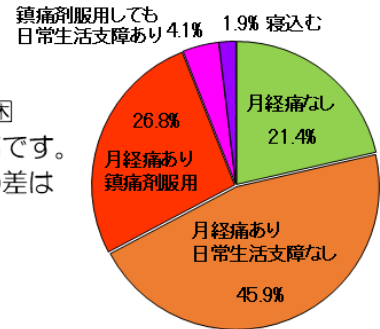
生理痛(月経痛)のセルフケア

【生理痛(月経痛)について】

1. 生理痛とは

生理痛とは、月経痛のことです。月経痛の原因は、月経困難症です。月経困難症には、①機能性(原発性)月経困難症と②器質性(続発性)月経困難症があります。セルフケアの対象は、機能性月経困難症による生理痛です。

生理痛については、図に示すように全くない女性もいますが、程度の差はありますが約80%の女性が訴えています。若い女性で症状が強い場合、月経前緊張症(PMS)の可能性がります。



2. 機能性月経困難症とは

骨盤内に器質的な病変が無くて、月経困難症をきたすものです。

子宮内膜症や子宮筋腫などの器質的な病変による月経困難症は、器質的月経困難症といい、この場合は婦人科やレディースクリニックなどの医療機関での治療が必要です。

機能性月経困難症の主要な症状は、生理痛と月経随伴症状です。機能性月経困難症によって発症する生理痛は、月経直前ないし月経時に下腹痛や腰痛などです。月経随伴症状として、腹部膨満、悪心・嘔吐、頭痛、下痢、脱力感、食欲不振、イライラなどを随伴することがあります。

3. 機能性月経困難症と器質性月経困難症の見分け方

機能性月経困難症の場合は、初経後6~12か月程度経過した後に発症することが多く、結婚や妊娠・出産により軽快ないし全快します。月経痛は、月経直前または月経第1日目に現れます。

一方、器質性の場合は初経後大凡5年以上経過して発症するものが多く、20代後半から30代にかけては子宮内膜症が、30代後半以降に初発するものは子宮腺筋症、子宮筋腫等が多いです。すなわち数年間ないし数十年間、月経痛がなかった人が月経痛を発症した場合、帯下や不正性器出血を伴う場合は器質性月経困難症を疑い、速やかに専門医の受診されることを勧めます。なお、機能性月経困難症と器質性月経困難症の割合ですが、ほぼ半々です。

4. どのようにして生理痛が発症するのか?

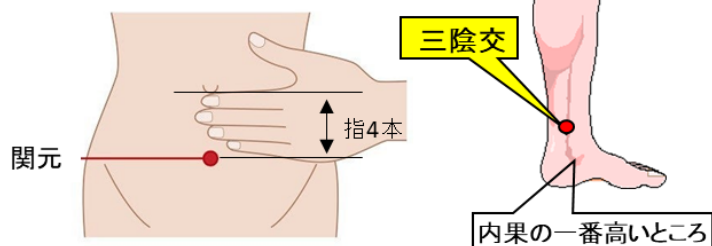
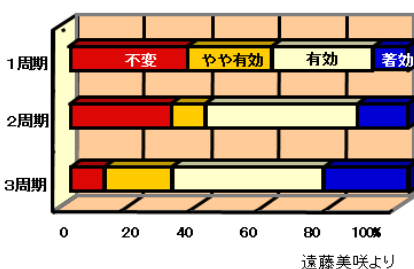
機能性月経困難症による生理痛は、幾つかの原因物質が指摘されていますが、その中で有力なのが子宮内膜から分泌されるプロスタグランジンF_{2α}です。この物質が増えると子宮筋は過剰に収縮し、子宮を支配する子宮動脈等の血管を圧迫して子宮筋の虚血状態を発生されます。この虚血による痛みが生理痛です。

5. 生理痛に長年悩わされている場合、症状が強い場合、精神症状が強い場合

一度、専門医に診てもらってください。月経前不快気分障害(PMDD)、さらにうつ病もあります。

【東洋医学からみた生理痛とツボによるセルフケア】

東洋医学では、月経痛を「痛経」といいます。痛経の原因は、冷えやストレス、食事の不摂生による気血の滞りや不足によります。従って冷えへの対処とストレス緩和及び食生活の改善がポイントになります。基本は三陰交のツボに指圧、温灸、爪楊枝鍼、貼るハリ(市販のバイオネックスゼロ)を行います。下腹部に冷えがある場合は関元に温灸、小さめのカイロで温めましょう。足の冷えには三陰交に温灸を行いましょう。左下の図は、三陰交に皮内鍼(皮下に小さな鍼を横に刺す)の効果を示します。月経開始前1週間前からセルフケアしてください。



第6期賛助会員及びご寄付をいただいた方々の状況

(2021/9/1~2022/2/28 現在)

ゆめ会員	個人会員	法人会員	一般寄付者	治療院会員
64人	42人	5団体	10人	48人

◎会員（敬称略）

◎ゆめ会員

【青森県】大久保友芳、南館邦士【福島県】佐藤功、渡辺雅彦【宮城県】渡辺春男【群馬県】山田信代【栃木県】坂本一【茨城県】小林公子、野口栄太郎、【千葉県】長岡英司、藤井勝治、株式会社サンライズジャパン【埼玉県】川島恵司、近藤宏、菅原寿彦、中西初男、前田智洋、山口智、譲矢正二【東京都】足達謙、新井愛一郎、石渡博明、植田員弘、古賀義久、笹川吉彦、丹澤章八、藤井晃子、藤井栄美子、藤井克徳、藤井真理、藤井ゆき代、安野富美子、与那嶺岩夫【神奈川県】小谷田作夫、富安猛【石川県】宮村健二【静岡県】小田木宏江、陳中医研究所、松尾春正、松尾真行【岐阜県】川喜田健司【愛知県】菱田岐代子【奈良県】喜多嶋毅【京都府】竹下義樹【兵庫県】蓬菜阿弥【岡山県】竹内昌彦【島根県】小川幹雄【山口県】安田和正【愛媛県】和田浩一【福岡県】岡田富広、野村秀紀、吉松政春【長崎県】東濱啓【鹿児島県】木村正宏【沖縄県】當眞三男、大城保夫、下地幸夫、知花光秀、友寄隆光、仲宗根義美、中本与一、仲村渠弘康、福里実【アメリカ】岩本光弘

◎個人会員

【青森県】木村教雄、中村幸雄【福島県】渡辺雅彦【群馬県】松浦良民、山田信代【栃木県】石上善彦、兼目忍【茨城県】塙太一【埼玉県】内田玲子、川島恵司、山口智【東京都】新井愛一郎、新井律子、新谷弘子、大谷正子、香川邦生、木村葉子、笹川吉彦、志村まゆら、竹内幸男、丹澤章八、藤井晃子、【神奈川県】小井土善彦、古賀公子【山梨県】飯野由利【静岡県】岡田剛、曾根原容子【長野県】関口かおる【岐阜県】松浦研一【愛知県】菱田岐代子【奈良県】喜多嶋毅【京都府】廣正基、角谷英治、角谷真子【大阪府】郡司弘子【岡山県】竹内昌彦【鳥取県】小倉孝之【島根県】岩谷久美子【香川県】大町雅志【福岡県】原田八千代、三原健朗【沖縄県】當眞三男

◎法人会員

学校法人花田学園日本鍼灸理療専門学校、株式会社フレアス、公益社団法人全国病院理学療法協会、公益社団法人東京都はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧師会、セイリン株式会社

◎寄付者（敬称略）

【青森県】南館邦士【長野県】関口かおる【群馬県】山田信代【東京都】香川邦夫、藤井亮輔【静岡県】小田木宏江【愛知県】菱田俊彦【京都府】矢野忠【沖縄県】下地幸夫（他、非公表1名）

皆様の温かいご支援に、心より厚く御礼申し上げます。

新職員紹介

皆様、初めまして。新しく事務局に着任いたしました吉岡瞳と申します。鍼灸の分野は未経験ですが以前より興味があり、今回有難くご縁があって、お仕事をさせていただくこととなりました。少しでも早く皆様のお役に立てるよう、日々努力して参ります。どうぞ宜しくお願い致します。(事務局 吉岡 瞳)

ご寄付のお願い

当財団の趣旨に賛同してくださる方々からのご寄付は、使途が指定されている寄付行為と指定されていない寄付行為がありますが、今年は後者に限らせていただきます。コロナ禍の折、大変心苦しく存じますが、何卒ご無理のない範囲でご芳志を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、ご寄付の送金につきましては、同封の振込用紙をご使用になるか、下記の口座にお振込みいただきますようお願いいたします。

- ゆうちょ銀行からのご入金
記号・番号：00170-4-487300
名称：一般財団法人 一枝のゆめ財団
- 他の銀行からのご入金
銀行名：ゆうちょ銀行
支店名：〇一九店（ゼロイチキュウ）
口座種類：当座預金
口座番号：0487300



編集後記

例年より厳しい寒さが続いた2月もようやく終わり、遅れていた梅の便りが届くようになりました。もう一つ嬉しい報せです。専務理事の藤井さんに2月19日、名古屋ライトハウスから『片岡好亀賞』が贈られました。副賞の賞金を寄付して下さいましたので併せてご報告させていただきます。視覚障害者の職業教育に対する業績が認められたとのことですが、「一枝の事業も評価されての受賞」と話されていました。あはき法条裁判の解説記事からは、一人でも多くの視覚障害者に学びの場を提供していくことの大切さを新たにさせられました。その意味でも「研修センター構想」(2ページ)の1日も早い実現を望みたいものです。「一枝のゆめ治療院の現場より第14号」の記事は今回も矢野理事長にご執筆いただきました。

コロナ禍の出口はまだ見えてきませんが、皆様お健やかに過ごしてください。 <事務局 吉岡>